

令和 7 年 第 1 回甲良町教育委員会本会議議事録

令和 7 年 2 月 2 7 日（木）、甲良町公民館において、令和 7 年 第 1 回 甲良町教育委員会本会議を開催する。

1. 出席委員は、次のとおり

青山教育長、尾崎隆昭委員、藤真照委員、新家美静委員、小島つや子委員

2. 委員以外の出席者は、次のとおり

福原教育次長、橋本学校教育課長、大山社会教育課長、山田教育総務課主幹

3. 本会議の日程は、次のとおり

日程番号	議案番号	件 名
日程第 1		令和 6 年第 4 回会議録承認の件（藤委員）
日程第 2		会議録署名委員の指名（尾崎委員）
日程第 3		教育長報告
日程第 4	承認第 1 号	甲良町就学支援委員会規則の一部改正について
日程第 5	承認第 2 号	甲良町放課後児童クラブの運営に関する規則の一部改正について
日程第 6	承認第 3 号	甲良町立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部改正について

○青山教育長 ただいまから令和 7 年第 1 回の教育委員会本会議を始めます。

まず初めに、日程第 1 令和 6 年第 4 回会議録署名の件ですが、藤委員さん、お願いします。

○藤委員 正確に記載されていたことをご報告いたします。

○青山教育長 ありがとうございます。

続きまして、日程第 2 会議録署名委員の指名として、尾崎委員さん、お

願いしていいですか。

○尾崎委員 はい。

○青山教育長 お願いします。

それでは、日程第3 教育長報告をさせていただきます。

前回報告させていただいた以降ですので、昨年12月からの報告をさせていただきます。

まずは、学級・学年閉鎖の報告をさせていただきます。

12月初旬より、甲良町内の校・園においてインフルエンザ感染が広がり、甲良東小学校低学年クラスの学年閉鎖に始まり、甲良西小学校のほとんどの学年で、また甲良西こども園でも、0歳児クラスを除くほかの学年で感染が広がり、多くのクラスの登園を控えていただくような措置を取りました。

その中で、12月24日には、小・中学校ですけれども、2学期の終業式を執り行いました。年が明けまして、1月8日に3学期の始業式を行い、欠席の子がどれぐらいいるか心配していたのですけれども、ほとんどが元気に登校してくれましたので、ちょっと安心をさせていただきました。

1月11日土曜日に、県立中学校の入試が行われまして、甲良から県立河瀬中学校のほうに数名、6年生の子が東西の小学校から受験したと思います。

1月12日日曜日には、二十歳を祝う集いを公民館2階で行いました。対象者が86名だったのですが、出席は64名ということで、今年度来賓の方として恩師の先生方も参加いただきまして、和やかな中で終了できました。

次に、学校を休校したという報告をします。

2月19日、先日の雪のときですが、前日が大雪で通学困難ということで、天気予報とにらめっこしながら考えていたのですが、19日に小・中学校を休校しました。前日18日の夕方に決定して、各学校より校・園よりメール配信を行いました。

続いて、甲良町教育改革検討委員会での協議について報告します。

第5回になりますが、今年度2月13日に開催をしました。今回につきましては、2つの内容で報告、意見交換をしていただきました。

1つは、今年度実施している子育て広場についての進捗状況と、次年度の実施についての報告をさせていただきました。参加の園児、保護者が思っていたよりも少なく、委員の皆様から広報活動への意見を多々いただきました。次年度に生かしていこうと考えております。

また、次年度の令和7年度の事業者を決めるプロポーザルを25日に実施しました。今年度委託していますトライグループ1社の参加でしたが、一応今審査のほうを集計させていただいて、恐らくトライグループということで、来年度委託をするということになると思います。

続いて、2つ目の報告としましては、委員の皆さんの後の報告で説明をさせていただくのですけども、こども園の統合についてのアンケートをさせていただきましたので、その結果の報告をまた後でさせていただきます。

続いて、中学校3年生の進学について報告をさせていただきます。

これまでに県内私立高校の入試、県立高校の特色選抜、推薦選抜入試が終わり、中学3年生が56名います。そのうち私立高校への進学が10名、県立高校への進学30名が決定しました。あと残り16名の生徒さんにつきましては、3月5日にあります一般選抜に臨むという形になります。

また今後、3月には小・中学校、こども園それぞれ卒業式、卒園式がございます。教育委員の皆さんにも、それぞれの小・中学校に出向いていただくということになりますが、よろしくお願いします。

私からは、以上で教育長報告を終わらせていただきます。

何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 また、何かありましたら、また後で。

それでは、続いて、日程第4に移ります。事務局から説明をお願いします。

○福原猛教育次長 それでは、議事日程を1枚おめくりください。

承認第1号、甲良町就学支援委員会規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和7年2月27日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町就学支援委員会規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定により承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。

主な改正理由につきましては、就学支援は、特別支援学校に入学、転入学、もしくは編入学を志望する者だけにとどまらず、特性に応じて適切な教育を受けられるよう、幅広く支援することが可能となるよう改正するものでございます。

第1条では、「障害のある」を「甲良町に在住する特別な支援を必要とする」に改めまして、「障害児」を「特別な支援を必要とする幼児等」に改めます。

次に、「の適正な就学を図るため」を「が特性に応じて適切な教育を受けられるよう、甲良町教育委員会が適正な就学教育について判断、指導を図るために、必要な助言を行うこと及び特別支援教育に関する専門的な意見を述

べることを目的として」というふうに改めるものでございます。

第2条では、「甲良町教育委員会が行う次の事業の諮問に応じる」を「次に掲げる事項を所轄する」に改めます。

同条第2号中、「医学的・心理学的な診断及び教育的措置」を「特別支援教育に係る専門的措置」に改めるものでございます。

また、同条第4号を削ることにより、それぞれの号が繰り上がる改正となっております。

第2条第1号を次のように改める。1号、教育委員会からの諮問に応じ、特別な支援を必要とする幼児等の適切な就学先の決定及び就学後の学校及び学びの場の変更等に関する事とということです。

附則で、この規則は、令和7年4月1日から施行するというものです。

以上です。

○青山教育長 今、説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第1号につきまして、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第1号は承認されました。

続いて、日程第5について、事務局から説明をお願いします。

○福原猛教育次長 それでは、承認第2号です。

甲良町放課後児童クラブの運営に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和7年2月27日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町放課後児童クラブの運営に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定により、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。

児童クラブの休日に関しましては、甲良町の休日を定める条例に併せて制定しております。ただし、条例のほうでは土曜日が休日となっておりますが、児童クラブについては、土曜は開設しているため、土曜日を除く改正となっております。第6条第2号でございます。土曜日を除くということです。

附則、この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

以上です。

○**青山教育長** 今、日程第5の承認第2号につきまして説明がありました。何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○**青山教育長** それでは、承認第2号につきまして、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**青山教育長** ありがとうございます。

全員挙手をいただきましたので、承認第2号につきましては承認されました。

続いて、日程第6について、事務局のほうから説明をお願いします。

○**福原猛教育次長** 承認第3号でございます。

甲良町立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和7年2月27日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定により、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。

社会教育課長のほうより説明いたします。

○**大山社会教育課長** それでは、すみません、甲良町立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正するものです。

現在、小・中学校の体育館とグラウンドに、社会体育の普及や児童の遊び場の確保のために、学校の施設を一般の方に学校教育に支障のない範囲で開放のほうをしております。その中で、ちょっと西小学校の体育館につきましては、公立の学習交流施設ということになっておりますので、西小の体育館は含まれておりません。

今回の改正につきましては、この施設開放の日時や運営について意見を述べることができる運営協議会の委員の構成と利用の許可条件の基準の緩和、あと利用時間の変更と申請様式等の改正となります。

4枚めくっていただいて、新旧対照表のほうをご覧ください。こちらのほうを見ていただくと、ちょっと分かりやすいと思いますので、こちらのほうを見ながら説明をさせていただきます。

右側が現行の規則で、左側が改正後となります。具体的に言いますと、第

3条と3項の運営協議会の委員に、スポーツクラブの代表者とPTAの役員が入っていますが、現在スポーツクラブは存在しないため、利用実績のある町のスポーツ少年団に変更し、PTAについては、今後廃止されるため削除をします。

次に、6条の利用の許可については、現在は甲良町に在住、在勤、または在学する者を5割以上含む団体を構成し、かつ当該団体に監督としての18歳以上の者が含まれる場合に限り許可するものとしていますが、利用状況に余裕があることから、この「5割以上を含む」という条件を削除し、多くの方が利用できるよう基準の緩和を行います。

次に、別表（5条関係）で、体育館を開放する時間が、時期によりまして異なっているため管理運営が煩雑になり、統一しても特に問題が生じる可能性が低いため、現在終了時間を11月から4月のところで、体育館9時30分としていますが、それを10時までと改めるものです。

また、様式第1号の利用許可申請と、様式第2号の利用箇所の利用施設の欄に、現在、西小学校のグラウンドが含まれていませんでしたので、今回、様式に新たに加えるための改正を行うものとなっております。

附則といたしまして、この規則は、令和7年4月1日から施行する。

以上となります。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○青山教育長 それでは、承認第3号について承認をいただける方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第3号は承認されました。

これで教育本会議の日程は全て終了しました。何か委員の皆さんからこれまでのことでご意見等ありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○青山教育長 事務局のほうは何かありますか。

ないようですので、以上をもちまして教育委員会本会議は終了させていただきます。ありがとうございました。

上記議事録の経過は、事務局の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

署 名 委 員 _____ 印

議事録作成者 _____ 印